

TOPICS
1

トピックス…① 2020年度加工原料乳生産者補給金の交付先と交付対象数量

農林水産省は4月1日、「畜産経営の安定に関する法律」に基づき、令和2（2020）年度の加工原料乳生産者補給金の交付先と交付対象数量を公表した。全国10指定団体を始めとする88事業者に対し、合計3,431,644トン进行分配した。

1. 制度の目的

本制度は、今後需要の増加が見込まれる乳製品に生乳を仕向けやすい環境を整備し、需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るため、加工原料乳について生産者補給金を交付するものである。この加工原料乳生産者補給金は、加工原料乳として対象用途に仕向けた生乳の実績数量に応じて支払われる。

交付対象となる乳製品、いわゆる「特定乳製品」とは、バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、ナチュラルチーズ、クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳、全脂無糖れん乳（缶に密封・滅菌されたもののみ）、全粉乳、加糖粉乳、脱脂乳（子牛ほ育用。省令で定める取引方法のもののみ）である。

2. 補給金の事業者別交付対象数量

農林水産省は、「畜産経営の安定に関する法律」に基づき、2020年度の加工原料乳生産者補給金の交付上限数量（3,450,000.0トン）のうち交付対象数量として、88事業者に対し合計3,431,644.0トン分配（交付対象数量残：18,356.0トン）した。

補給金の交付対象事業者とは、指定団体、生乳販売業者等で生乳を集めて乳業に販売する事業者（第1号対象事業者）、乳業に直接生乳を販売する酪農家（第2号対象事業者）、乳製品を加工販売する酪農家（第3号対象事業者）である。

2020年度の交付先とその交付対象数量は、表に示したように、第1号対象事業者が13事業者合計で3,423,988.6トン（対前年比103.9%）、第2号対象事業者が52事業者合計で6,125.6トン（同188.2%）、第3号対象事業者が27事業者合計で1,529.8トン（同107.4%）である。

表 加工原料乳生産者補給金の交付対象数量

単位：トン、%

事業者名	2018年度実績	2019年度		2020年度	
	①	②	②/①	③	③/②
ホクレン農業協同組合連合会	2,869,250.9	3,012,236.6	105.0	3,149,963.0	104.6
サツラク農業協同組合	5,838.2	5,600.7	95.9	6,777.0	121.0
カネカ食品株式会社	329.9	940.0	284.9	940.0	100.0
株式会社MMJ	4,642.2	6,809.2	146.7	2,067.7	30.4
東北生乳販売農業協同組合連合会	52,247.6	51,324.7	98.2	58,064.0	113.1
関東生乳販売農業協同組合連合会	96,056.9	93,389.3	97.2	87,190.3	93.4
北陸酪農業協同組合連合会	940.7	2,001.0	212.7	2,281.9	114.0
東海酪農業協同組合連合会	14,363.3	14,801.7	103.1	13,909.1	94.0
近畿生乳販売農業協同組合連合会	1,108.7	1,355.0	122.2	1,106.0	81.6
中国生乳販売農業協同組合連合会	12,380.2	13,274.5	107.2	13,061.3	98.4
四国生乳販売農業協同組合連合会	1,593.0	2,899.2	182.0	1,845.1	63.6
九州生乳販売農業協同組合連合会	89,039.1	89,962.5	101.0	86,715.2	96.4
沖縄県酪農業協同組合	0.0	68.0	-	68.0	100.0
第1号対象事業者計	3,147,790.8	3,294,662.4	104.7	3,423,988.6	103.9
第2号対象事業者計	3,066.8	3,254.3	106.1	6,125.6	188.2
第3号対象事業者計	1,068.9	1,423.9	133.2	1,529.8	107.4
合計	3,151,926.5	3,299,340.6	104.7	3,431,644.0	104.0

